

平成 19 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ー ュ ー
代 表 者 の 取 締 役 社 長 井 上 恵 博
役 職 氏 名
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 堀 内 伸 泰
(TEL 042-796-6111)

株式報酬型ストック・オプションの発行条件等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において発行を決議し、平成 19 年 6 月 27 日開催の第 35 期定時株主総会において承認されました、「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬等の額決定の件」等に関し、具体的な発行内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

取締役ならびに執行役員の報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入するものです。

2. 当社の取締役に対する新株予約権の概要

(1) 新株予約権の割当日

平成 19 年 10 月 1 日

(2) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役 8 名

(3) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

①新株予約権の総数

330 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)

②新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 33,000 株

③各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「目的株式数」という)

新株予約権 1 個あたり 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により各募集新株予約

権（募集に応じて割り当てられたそれぞれの新株予約権をいう。以下、同じ。）の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は各募集新株予約権のうち、株式分割についてはその基準日の翌日、株式併合についてはその効力発生時に権利行使されていない各募集新株予約権についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、募集新株予約権の割当日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は各募集新株予約権の目的である株式の数につき必要と認める調整を行う。

- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1 円に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とするものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成 19 年（2007 年）10 月 2 日から平成 49 年（2037 年）10 月 1 日までとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

3. 当社の取締役を兼任しない執行役員および当社子会社の取締役および執行役員に対して発行する新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の割当日
平成 19 年 10 月 1 日
- (2) 新株予約権の割当てを受ける者
当社執行役員および当社子会社取締役ならびに当社子会社執行役員 3 名
- (3) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数
 - ①新株予約権の総数
51 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
 - ②新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 5,100 株
 - ③目的株式数
新株予約権 1 個あたり 100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により各募集新株予約権（募集に応じて割り当てられたそれぞれの新株予約権をいう。以下、同じ。）の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は各募集新株予約権の

うち、株式分割についてはその基準日の翌日、株式併合についてはその効力発生時に権利行使されていない各募集新株予約権についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、募集新株予約権の割当日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は各募集新株予約権の目的である株式の数につき必要と認める調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 円に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とするものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年（2007 年）10 月 2 日から平成 49 年（2037 年）10 月 1 日までとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

4. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から 10 日間内に一括して行使する方法によってのみ、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から 3 か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。

(3) その他の条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以上